

介護休業手当金の給付率が上げられました

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員等共済組合法が改正されたことにより、平成28年8月1日以後に開始された介護休業に係る介護休業手当金の給付率が、標準報酬日額の67%に上げられました。

(現行) 40% → (変更後) 67%

平成28年8月1日前から引き続く介護休業については、給付率の上げの対象となりません。